

1 食品リサイクル法の概要

○ 食品廃棄物のリサイクル等の推進を図るため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）が平成13年5月に施行され、食品関連事業者は食品循環資源の再生利用等に取り組むこととされている。

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の仕組み

1 趣旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する。

食品循環資源	食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの
再生利用	食品循環資源を飼料・肥料・油脂及び油脂製品・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること
再生利用等	再生利用、発生抑制、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）

「食品廃棄物等」の定義

【法第2条第2項】
① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

「食品関連事業者」の定義

【法第2条第4項】
① 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
② 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

「再生利用」及び「減量」の定義

1 再生利用【法第2条第5項】
① 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること (政令指定) ①油脂及び油脂製品（BDF含む。） ②メタン
② 食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること
2 減量【法第2条第6項】
脱水、乾燥、その他省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させること

○ 食品リサイクル法に基づき、平成13年5月に定められた基本方針においては、食品関連事業者の目標として、個々の食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等に取り組み、平成18年度までに再生利用等の実施率を20%に向上させることが定められている。

2 基本方針

主務大臣（農林水産、環境、財務、厚生労働、経済産業、国土交通）による基本方針の策定（おおむね5年ごと）

- 再生利用等の促進の基本的方向
- 再生利用等を実施すべき量に関する目標
（食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上）
- 再生利用等の促進のための措置
- 再生利用等の意義に関する知識の普及 等

再生利用等実施率目標の解説

【計算方法】

$$\frac{\text{平成18年度：発生抑制量+再生利用量+減量量}}{\text{平成18年度：発生抑制量+発生量}} \geq 20\%$$

- 「平成18年度までに」 = 平成18年度（18年4月~19年3月）の実績
- 目標（20%）の対象者 = 我が国全体（＝総量規制）でなく個々の食品関連事業者の目標
- 発生抑制の算出法 = ①法施行年度（平成13年度）比較
②13年度実績が不明な場合、廃棄物発生量が明らかな年度との比較
③独自性の高い方法で発生抑制を図っている場合、一般的な方法との比較
等

○ また、食品循環資源の再生利用等を円滑に推進していくためには、食品関連事業者以外の関係者の協力も重要であることから、関係者の責務を定めている。

3 関係者の責務

食品関連事業者
【製造、流通、外食等】

消費者等

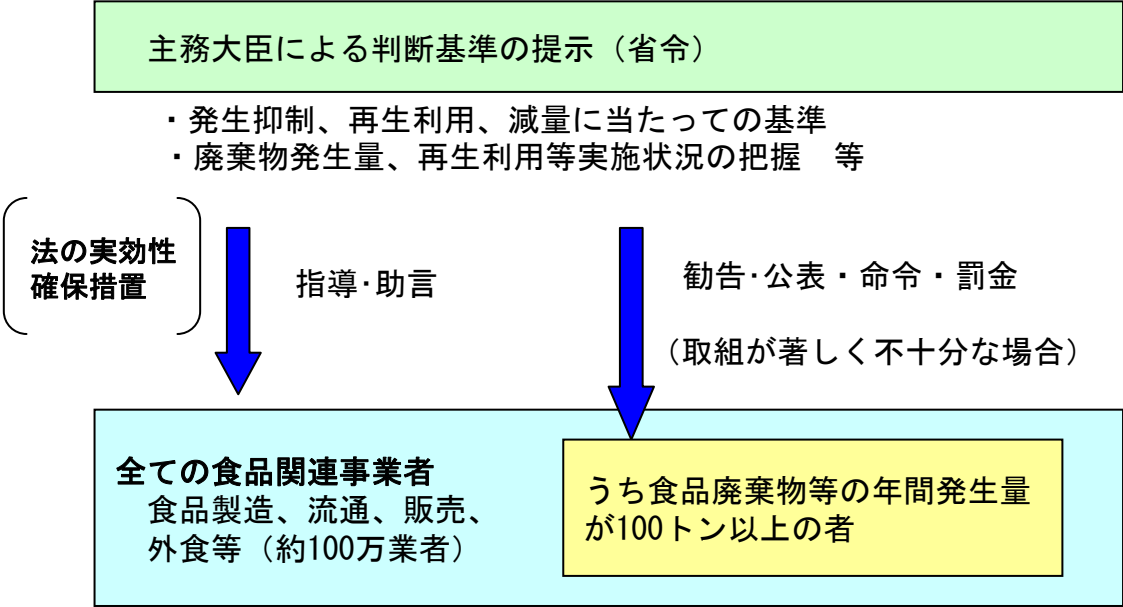
国・地方公共団体

- ・ 発生抑制
- ・ 再生利用
- ・ 減量
- ・ 発生抑制
- ・ 再生利用製品の使用
- ・ 再生利用等の促進策実施

○ さらに、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項が定められ、食品関連事業者は、基本方針の再生利用等の実施率の達成に向けて、この基準の遵守が求められる。

このために、主務大臣による指導、助言のほか、食品廃棄物等の発生量が一定以上の事業者に対しては、勧告・命令等の措置が講じられることもある。

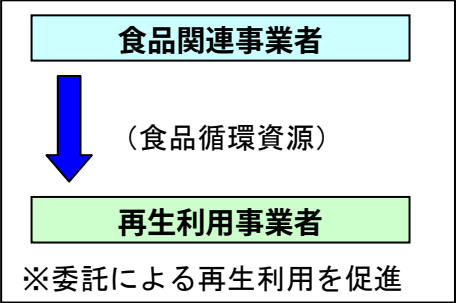
4 食品関連事業者の再生利用等の促進



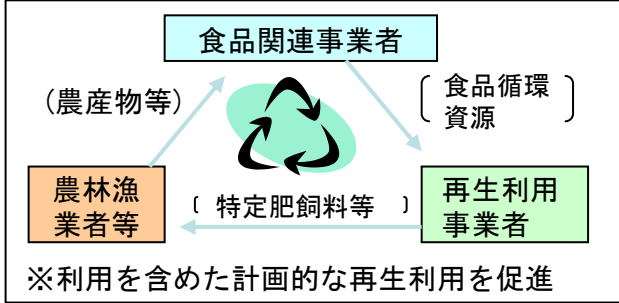
○ 再生利用の委託先となるリサイクル業者の育成、リサイクル製品の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から、登録再生利用事業者、認定再生利用事業計画の制度が設けられている。

[再生利用等の促進のための措置]

①登録再生利用事業者制度

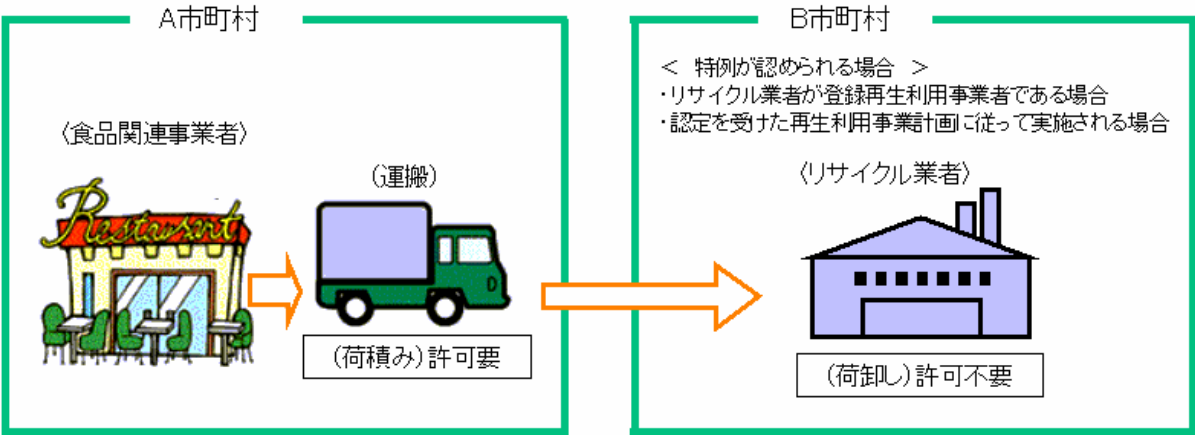


②再生利用事業計画認定制度



○ 再生利用を円滑に実施するためには、広域的な再生利用の実施が必要であり、このため、登録再生利用事業者等については、一般廃棄物の収集運搬業の許可に関し廃棄物処理法の特例を設けている。

上記①及び②のメリット
 ・ 廃棄物処理法の特例（荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要）



・ 肥料取締法・飼料安全法の特例（農林水産大臣への届出不要）

2 食品リサイクル法の施行状況

（１）登録再生利用事業者及び認定再生利用計画

○ 登録再生利用事業者は、肥料化を中心とする事業者を中心に、66業者（平成17年10月末現在）が登録されている。

○ 認定再生利用事業計画については、現在、3件を審査中である。

登録再生利用事業者数（平成17年10月末現在）

計	肥料化	飼料化	油脂化	肥料・メタン化	肥料・油脂化	肥料・飼料化
66	49	9	2	2	3	1

(2) 食品関連事業者における食品廃棄物の発生状況

○ 食品リサイクル法が施行された平成13年度から16年度までの推移をみると、食品廃棄物の発生量が微増傾向にある中で、再生利用等実施率は上昇傾向にある。

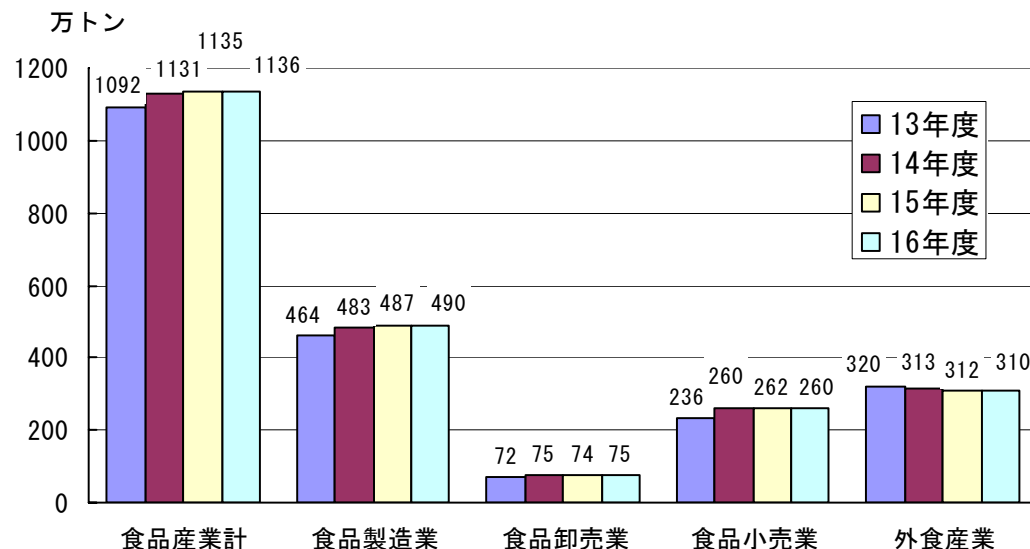
(注) 「食品循環資源の再生利用等実態調査」は、全国の食品産業から約2,500事業所(工場、店舗等)を抽出し調査した結果を取りまとめたものであり、食品廃棄物等の年間発生量などの値は、調査結果に基づく推定値である。
 なお、本調査における外食産業とは、一般飲食業に加え、沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業が含まれる。

○ 食品廃棄物の発生量が、微増または横這い傾向で推移する中で、平成13年度から16年度までの間の食品循環資源の再生利用等実施率は、いずれの業種においても向上が見られる。

とりわけ食品製造業が高い実績を上げており、食品産業全体の再生利用等実施率の向上に貢献している。

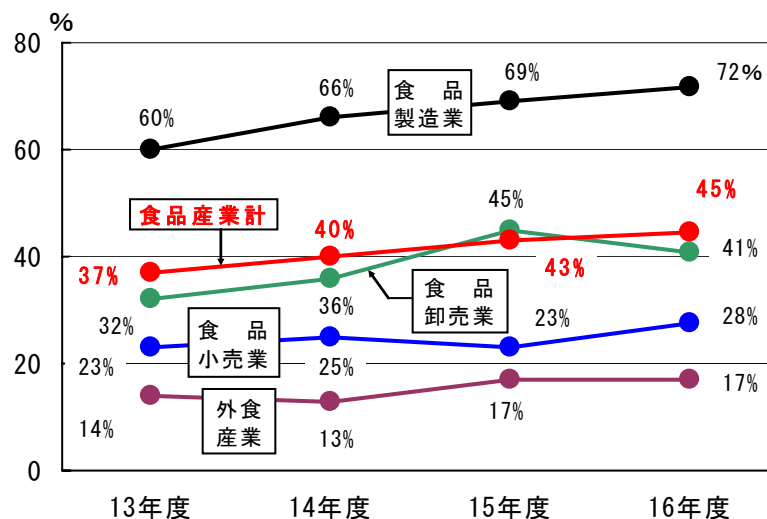
一方、食品小売業や外食産業における実績は、食品産業全体の中では低調に推移している。

食品廃棄物の年間発生量の推移



資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」(農林水産省統計部)

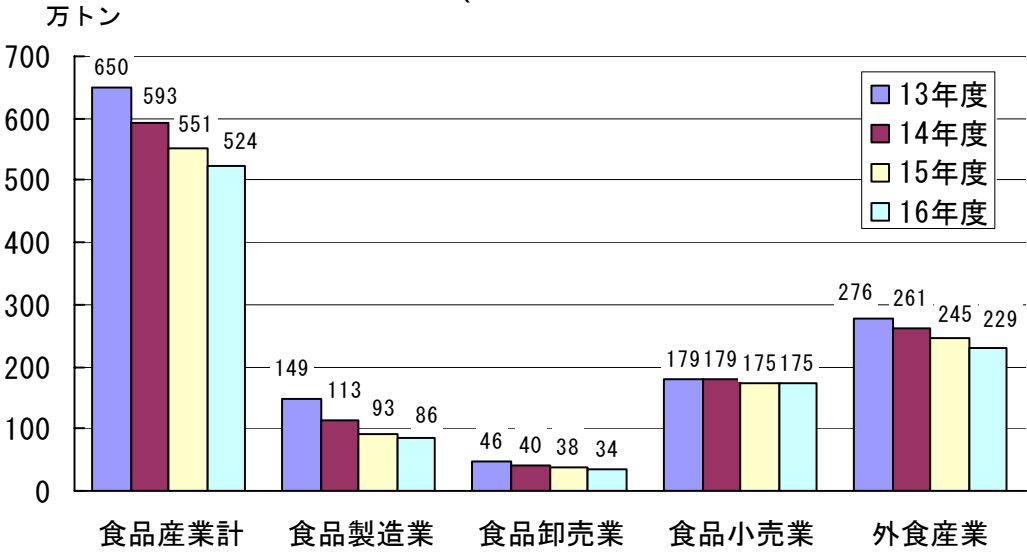
食品循環資源の再生利用等実施率の推移



資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」(農林水産省統計部)により計算

○ この結果、単純焼却または埋立処分されたとみなされる食品廃棄物の量は減少傾向にある。

食品廃棄物のうち単純焼却または埋立処分されたとみなされる量の推移(推計)



資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」（農林水産省統計部）
 注：1) 「廃棄物としての最終処分量」＝「年間発生量」－「減量化量」－「再生利用量」として推計した。
 2) 注1の「再生利用量」は、食品リサイクル法に規定する用途に限定されない。

(3) 再生利用等実施状況

ア 業種別の実施状況

○ 食品関連事業者の業態別に再生利用等の実施状況をみると、食品製造業における実施率は高いものの、卸、小売、外食と食品流通の川下に至るほど、再生利用等実施率は低下していく。

これは、川下の業態ほど廃棄物発生形態が少量分散型になることに加え、均質性の低下や異物混入の可能性が高まることから、再生利用しづらい条件になっているためと考えられる。

食品循環資源の再生利用等の実施率（平成16年度）

	年間発生量 (万t)	再生利用等の実施率 (%)	再生利用の用途別仕向割合（%）						
			発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	肥料化	飼料化	油脂及び油脂製品化	メタン化
食品製造業	490	72	5	5	62	55	42	3	0
食品卸売業	75	41	6	2	33	42	57	1	—
食品小売業	260	28	4	1	22	41	49	9	1
外食産業	310	17	3	1	12	45	40	13	2
食品産業計	1,136	45	4	3	37	52	43	5	0

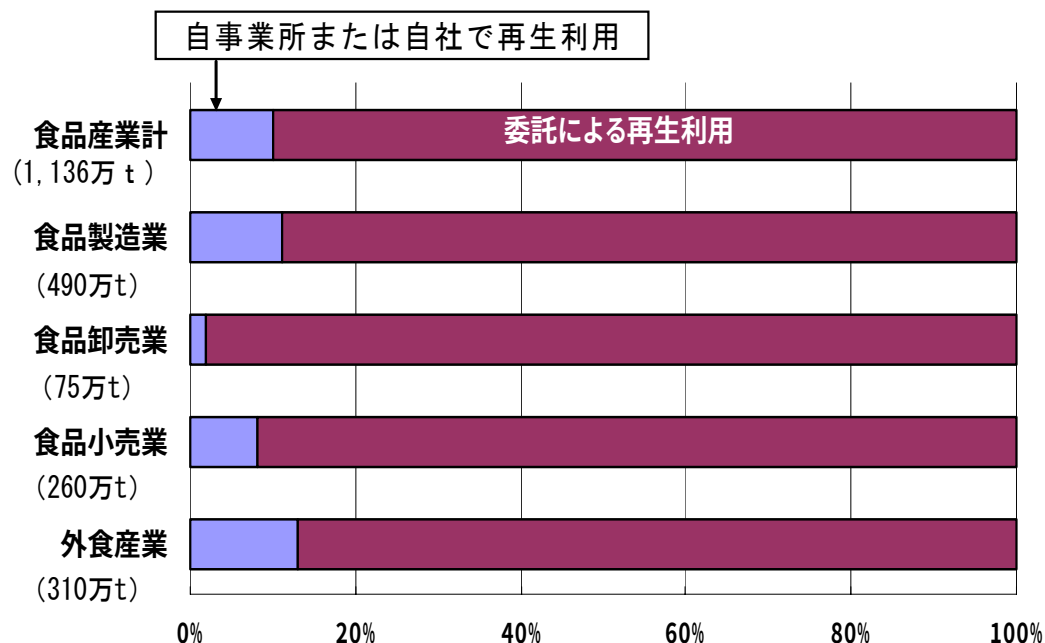
資料：「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要」農林水産省統計部より計算。
 注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

イ 方法別にみた再生利用への仕向

- 食品循環資源を再生利用するに当たっては、自社で行う場合と、専門業者に外部委託して行う場合がある。

自社処理は、輸送に伴うコストやロスを回避できるため効率的な対応が可能というメリットもあるが、専門業者に外部委託している食品関連事業者が、いずれの業種でも大半を占めており、量的に約9割が外部委託である。

食品循環資源の方法別再生利用仕向量割合



資料:平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(農林水産省)

注:委託には有償・無償の別を含まない。